

平成 29 年度 第 1 回羽幌町総合教育会議

平成 29 年度第 1 回羽幌町総合教育会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

記

1 日 時

平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 4 時 30 分から

2 場 所

羽幌町役場 2 階 幹部会議室

3 議 題

(1) 教育行政に係る情報提供と意見交換

ア 学力テストの結果

イ その他

(2) その他

4 傍聴手続等

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻の 30 分前から 10 分前までに会議会場で受付をしてください。なお、定員は先着 5 名までとし、定員になり次第受付を終了いたします。

(2) 傍聴に当たっては、次の留意事項を厳守してください。これらを守れない場合には、傍聴をお断りすることがあります。

ア みだりに席を離れること。

イ 私語、談話又は拍手等を送ること。

ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。

エ 会場内にカメラ、ビデオ及び録音機器類のほか、不要なものを携帯しないこと。

オ 飲食をしたり、帽子等を身につけるなど、会議の秩序を乱し、又は会議の支障になる行為をしないこと。

5 会議の非公開について

この会議は、原則公開するものでありますが、会議の内容が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 6 項ただし書で規定する「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」又は「会議の公正が害されるおそれがある」と認めるときなどに該当する場合は、会議の途中でも会議を非公開とする場合がありますことをあらかじめご理解願います。

6 その他

(1) 問合せ先 羽幌町役場地域振興課政策推進係

電話：0164(68)7013、E-Mail：c-seisaku@town.haboro.lg.jp

(2) その他 傍聴に当たっては、羽幌町総合教育会議傍聴要領をご確認ください。

羽幌町総合教育会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻 30 分前から開会 10 分前までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて会場へ入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で 5 名までとし、定員になり次第、受付を終了いたします。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) みだりに席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を送ること。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 会場内にカメラ、ビデオ及び録音機器類のほか、不要なものを携帯しないこと。
- (5) 飲食をしたり、帽子等を身につけるなど、会議の秩序を乱し、又は会議の支障になる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、主催者又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 上記 2 に掲げる傍聴者の遵守事項に違反したときは、これを注意し、これにも従わないときは、退場していただく場合があります。

4 その他

この会議は、原則公開するものでありますが、会議の内容が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 6 項ただし書で規定する「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」又は「会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき」などに該当する場合は、会議の途中でも会議を非公開とする場合がありますことをあらかじめご理解願います。